

委託業務仕様書

1 業務名

2027年国際園芸博覧会屋内展示設計委託業務

2 業務概要

2027年国際園芸博覧会（以下、「博覧会」という。）において、岐阜県として出展する屋内展示の設計

3 委託者

ぎふ花と緑の振興コンソーシアム

4 納期

令和7年11月28日(金)（予定）

注意事項：現時点では公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「博覧会協会」という。）から確定したスケジュールが示されていないため、納期が変更になる可能性がある。

5 仕様

(1) 博覧会について

会期：令和9年3月19日(金)から令和9年9月26日(日)まで

テーマ：幸せを創る明日の風景

サブテーマ：自然との調和、緑や農による共存、新産業の創出、連携による解決

(2) 設計

【屋内展示場の条件】

- ・面積は10m²程度
- ・展示期間は令和9年3月19日(金)から令和9年9月26日(日)まで
- ・隣接する区画とは最低限(500mm程度)の距離あり
- ・区画は透水性コンクリート舗装の土間渡しで、アンカー等を打つことは不可

【デザイン上の条件】

- ・博覧会のテーマ及びサブテーマを考慮すること
- ・花・緑出展「屋内出展」の季節のテーマ※に準じて、4つの期間※ごとにデザインすること。また、テーマごとに花材を入れ替えるなど、季節感を演出すること
- ・岐阜県らしい花飾りで、県産の花材を使用すること

注意事項：展示面積や区画の形状等の仕様は現時点で確定していない（9月以降に判明する見込み）。今後の博覧会協会からの通知により決定するので留意すること。

※花・緑出展「屋内出展」季節のテーマ

期 間	季節のテーマ
第1期（3/19-5/2）	「華やかな春の花々」
第2期（5/1-7/4）	「暮らしの中の花緑」
第3期（7/3-8/29）	「植物からの学び」
第4期（8/28-9/26）	「秋の花々と実り」

（3）その他

- ・設計にあたって委託者と密接な連携を保ちつつ、計3回以上の打合せと、それに応じた図面修正を行うものとし、事業の進め方等について調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をした上で設計すること。
- ・委託者から博覧会協会主催の説明会に出席の依頼があった場合、出席すること（令和7年9月、神奈川県横浜市を予定）。

6 成果物について

（1）本業務における成果物は次のとおりとする。

- ・各期間（4期分）の以下の設計書類 各2部
 - ①設計概要（日本工業規格A4横型）
テーマ、コンセプト、設計趣旨・概要などを記入。
 - ②平面図（日本工業規格A4横型）
縮尺は20分の1。
 - ③立面図（日本工業規格A4横型）
縮尺は20分の1。
 - ④パース（日本工業規格A4横型）
- ・電子納品（CD-RまたはDVD-R） 正・副 各1部

（2）成果物の取り扱い

提出されたCADデータについてはPDFに変換し、当該工作物に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該工作物の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

7 業務実施体制

- ・本業務を指揮する業務実施責任者を1名配置すること。
- ・受託者は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を通知すること。

8 関係書類等の整備

- ・本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間は保管すること。
- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守しなければならない。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 検査等

委託者は、本業務の適正な執行に必要であるときは、受託者に対して状況を報告させ、又は事業所に立ち入り、関係帳簿類、その他必要なものを検査、関係者への聞き取りを行う場合がある。また、必要であれば業務実施状況について、報告を求めることができる。

10 著作権等について

本業務による著作権については、別紙「著作権等取扱特記事項」による。

11 不当介入に基づく通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

委託者と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、委託者は契約の取り消しができる。そのために、委託者に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、委託者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

13 その他

本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

<別紙>

著作権等取扱特記事項

(著作権の帰属)

第1 成果物又は成果物を利用して完成した工作物（以下「本件工作物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、この条から第10条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

(著作権の譲渡)

- 第2 受注者は、成果物又は成果物を利用して完成した工作物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしていかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

(著作者人格権の制限)

- 第3 受注者は、発注者に対し、成果物または本件工作物の内容を自由に公表することを許諾する。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 一 成果物又は本件工作物の内容を公表すること。
- 二 本件工作物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 受注者は、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権の侵害の防止)

- 第4 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。